

事業所名

	チェック	必 要 書 類	確 認 事 項 等
1	□	中小企業奨学金返済支援制度申請書類 ・ 補助金交付申請書（様式第1号） ・ 別紙「事業計画書」 ・ 別紙「補助対象中小企業確認書」	・ 資本金（出資の総額）、常時使用する従業員数は申請時点のものを記載。 ・ 「補助対象中小企業確認書」の確認欄のチェックボックスにチェックが入っているか、確認。
2	□※	【対象従業員ごとに必要】 ・ 雇用契約書（雇入通知書）の写し	・ 対象従業員が正社員であることの確認。 前年度から継続して対象従業員となる無期雇用者については、省略可能
3	□	【対象従業員ごとに必要】 ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	・ 対象従業員の就業年数の確認。 前年度から継続して対象従業員となる無期雇用者については、省略可能
4	□	【対象従業員ごとに必要】 官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所が確認出来る書類 ・ 住民票や運転免許証の両面、マイナンバーの表面の写し	・ 対象従業員の年齢要件（40歳未満）、住所地の確認。
5	□	【対象従業員ごとに必要】 対象者の奨学金の年間返済額及び奨学生番号が分かるいずれかの書類の写し（直近分） ・ 奨学金返還の口座振替加入通知（日本学生支援機構のスカラネット PS より以下の書類） ・ 奨学金返還証明書 ・ 奨学生番号ごとの詳細情報	・ 対象従業員が日本学生支援機構の奨学金を受給し、現在返済中であること、また補助額を決定するための確認。 ・ 転職者の場合、支援期間の確認。
6	□※	対象従業員の勤務地が分かる書類の写し ・ 「従業員名簿」または「組織図」	・ 申請時点で、対象従業員が県内の事業所に勤務していることの確認。
7	□※	事業所における奨学金返済支援手当等の支給根拠が分かるいずれかの書類の写し ・ 就業規則 ・ 賃金規程 ・ 手当の規程	・ 事業所として支援制度に基づき運用されているか確認。
8	□	直近の県税の証明書の原本 ・ 事業所の県税の「納税証明書（3）」	・ 県税の「納税証明書」により滞納に係る確認。

9	□	<p>他の奨学金返済支援制度の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の奨学金返済支援を受けている場合はそれが分かる通知書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業及び従業員に対して過払いにならないかの確認。
10	□	<p>補助期間が5年を超える場合は認定証等の写し（詳細は次のとおり） （補助期間6～10年）</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業登録証 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業スタンダードステージ認証書 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業アドバンスステージ認証書 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業ゴールドステージ認証書 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッシュミモザ企業であることが分かる資料 ・ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定証 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登録証 ・ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定登録証 ・ひょうご仕事と生活のバランス表彰状 <p>(1)～(3)のうち2種類。 ただし、(1)～(3)の各項目内で重複した資料の提出は不可。</p> <p>（補助期間11～17年）</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご産業 SDGs 認証事業スタンダードステージ認証書 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業アドバンスステージ認証書 ・ひょうご産業 SDGs 認証事業ゴールドステージ認証書 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定証 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定登録証 ・ひょうご仕事と生活のバランス表彰状 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点で各種認証が3か月以上の有効期間を有すること。 ・補助対象期間の確認。

	(1)～(3)のうち2種類。 ただし、(1)(3)の各項目内で重複した資料 の提出は不可。	
--	---	--

※ 原本証明が必要